

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受注者を選定するので、次のとおり公告する。

令和8年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 公募内容

(1) 業務の名称及び数量

「ぼうさいこくたい2026 in 鳥取」併催イベント実施業務委託 一式

(2) 概要

防災推進国民大会 2026 in 鳥取（通称：ぼうさいこくたい 2026 in 鳥取）」の開催に伴い、鳥取県が主催する併催イベントの企画運営を行う者を公募するもの。詳細は、「ぼうさいこくたい 2026 in 鳥取」併催イベント実施業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 業務の期間

契約締結の日から令和9年1月29日まで

(4) 予算額

金 35,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

この公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加できる者は、単独企業又は共同事業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「イベント・広告・企画」の「イベント企画・運営」に登録されている者であること。

なお、本プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和8年3月23日（月）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4（2）の場所に提出すること。この際、本プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4（2）の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出期限までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出期限までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

カ 過去5年間に国又は地方公共団体が実施する来場者5,000名以上の全国規模のフォーラム、シンポジウム又はイベント等の企画運営業務を瑕疵なく履行した実績を有する者であること。

キ 本件調達の公告に示した業務を業務の期間内に確実に履行できる者であること。

ク 本プロポーザルに係る共同事業体の構成員でないこと。

ケ 発注者との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同事業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が(1)アからオ、キ、ク、ケのすべてに該当すること

なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同事業体が本プロポーザルに参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和8年3月23日(月)正午までに原則としてとり電子サービスにより4(2)の場所に提出すること。この際、本プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4(2)の場所に必ず連絡すること。

イ 構成員に(1)カに該当する者を1以上含むこと

ウ 共同事業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること

エ 各構成員が、本件入札に参加する単独企業又は他の共同事業体の構成員ではないこと

オ 次の事項を定めた共同事業体結成に係る協定を締結していること

(ア) 目的

(イ) 名称

(ウ) 事業所の所在地

(エ) 成立および解散の時期

(オ) 構成員の住所及び名称

(カ) 代表者の名称

(キ) 代表者の権限

(ク) 構成員の出資の割合

(ケ) 運営委員会

(コ) 構成員の責任

(サ) 取引金融機関

(シ) 決算

(ス) 利益金の配当の割合

(セ) 欠損金の負担の割合

(ソ) 権利義務の譲渡の制限

(タ) 業務途中における構成員の脱退に対する措置

(チ) 構成員の除名

(ツ) 業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置

(テ) 代表者の変更

(ト) 解散後の契約不適合責任

(ナ) 解散後の著作権

(ニ) 協定書に定めのない事項

3 選定方法

本業務に係る契約の相手方を選定するため、「ぼうさいこくたい 2026 in 鳥取」併催イベント実施業務委託公募型プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会(「ぼうさいこくたい 2026 in 鳥取」併催イベント実施業務委託公募型プロポーザル審査会)(以下「審査会」という。)を設置し、鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会(「ぼうさいこくたい 2026 in 鳥取」併催イベント実施業務委託公募型プロポーザル審査会)評価要領に基づいて、次のとおり審査を行う。

(1) 各審査委員が評価項目について評価採点し、その点数を合計することにより提案者の得点を算出、最も得点の高い者を最優秀提案者とし、以下、合計点の多い順に順位付けを行う。ただし、各審査委員の合計点の平均点が60点未満となった提案者については、選定対象外として順位付けは行わない。

(2) 審査委員5名の合計点が同点であった場合は、見積書の金額等も考慮した上で、審査委員の協議により決定するものとする。

4 手続き等

(1) 本プロポーザルに関する問い合わせ及び各書類の提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271

鳥取県危機管理部危機管理政策課

電話番号 0857-26-7498／ファクシミリ 0857-26-8139

電子メール kikikanri-seisaku@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話番号 0857-26-7431

(3) 実施要領及び仕様書等の交付

実施要領及び仕様書等は、令和8年3月18日（水）から同年4月16日（木）までの間に鳥取県公式サイト「とりネット」(<https://www.pref.tottori.lg.jp/324682.htm>) から入手するものとする。

(4) その他

各書類の提出先は予告なく変更する場合がある。変更があった場合、(3)に記載のホームページに変更内容を記載する。

5 参加表明書・企画提案書の提出

(1) 参加表明

本プロポーザルに参加しようとする者は、令和8年3月18日（水）から同年4月6日（月）までの間に、実施要領の5に定める参加表明書等を4の(1)の場所に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

ただし、持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とする。

また、郵送又はファクシミリによる場合は、4の(1)の場所に午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の間に電話連絡すること。

なお、郵送による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、送付すること。

(2) 企画提案書の提出

(1)の参加表明書等を提出期限までに提出した者であって、本業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、令和8年4月7日（火）から同月16日（木）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までに実施要領の6の(1)に記載する企画提案書等を作成の上、4の(1)の場所に持参又は郵送により提出すること（ファクシミリ又は電子メールによる提出は受け付けない）。

なお、郵送による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、受付期間最終日の午後5時15分までに必着のことにし、あわせて4の(1)の場所に電話連絡すること。

6 プレゼンテーションの実施

企画提案の審査に当たり、提案者は、審査会の審査員に対してプレゼンテーションを行うこと。

(1) 日時 令和8年4月下旬予定

(2) その他

正式な開催日時、集合時間及び会場等は、別途参加表明者に通知する。

なお、情勢によりプレゼンテーションの実施方法を変更する場合がある。その場合は、参加表明者に別途通知する。

7 契約の締結

3により最優秀提案者として選定された者と契約締結について協議を行った上で、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、審査会により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行なう。

8 契約保証金

契約の相手方（以下「受注者」という。）は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

9 その他

(1) 暴力団の排除

受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを、鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団もしくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(2) 予算の議決に関する取扱い

鳥取県議会令和8年2月定例会において本件業務に係る予算（以下「予算」という。）が成立しなかったときは、受注者の決定は行わないものとする。ただし、予算の議決が審査会の開催日以降となる場合は、予算が成立した後に受注者の決定を行うこととする。

(3) その他

詳細は、実施要領による。